

(趣旨)

第1条 この規則は、始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成22年始良市条例第100号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(受給資格者証の交付等)

第3条 条例第4条第1項の規定により医療費の助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ひとり親家庭等医療費受給資格者証交付(更新)申請書(様式第1号。以下「受給資格者証交付(更新)申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類
- (2) ひとり親家庭等認定調書(様式第1号の2)
- (3) 戸籍の謄本又は抄本
- (4) 世帯全員の住民票の写し
- (5) 条例第3条第3項各号に規定する前年(1月から7月までの医療の給付を受ける場合にあっては、前々年)の所得の状況を証する書類(条例第3条第4項に該当する場合を除く。)
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給を受けている者が、児童扶養手当証書を提示するときは、前項第2号から第6号までの書類の添付を省略することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する書類について、申請者の同意のもとに市において確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

4 市長は、第1項の受給資格者証交付(更新)申請書の提出を受けたときは、適否について審査を行い、適当と認めた者については、ひとり親家庭等医療費受給資格者証交付台帳(様式第2号。以下「受給者台帳」という。)に記載し、ひとり親家庭等医療費受給資格者証(様式第3号。以下「受給資格者証」という。)を交付し、不適当と認めた者については、ひとり親家庭等医療費受給資格者証交付(更新)申請却下決定通知書(様式第4号)によりその旨通知するものとする。

5 条例第4条第3項の規定する受給資格者証の更新は、受給資格者証その他必要な書類を提出さ

せ、毎年8月1日から8月31日までの間に行わなければならない。

- 6 受給者台帳については、使用に便宜的な方法により整理するものとする。ただし、受給者台帳に記載すべき事項を始良市電子計算組織の管理運営に関する規則（平成22年始良市規則第21号）第2条第4号に規定される部門電子計算組織により確実に記録し、これを適正に管理及び利用することによって、事務を支障なく行い得るときは、受給者台帳の作成を省略することができる。

（変更の届出）

第4条 条例第5条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 受給資格者及び助成対象者等の住所・氏名
- （2） 被保険者氏名
- （3） 保険者名又は組合名
- （4） 保険証の記号番号
- （5） 附加給付金の内容
- （6） 受給資格の該当要件
- （7） 助成対象者のうち一部の者に係る資格喪失
- （8） その他必要な事項

- 2 前項各号に掲げる事項に係る届出は、ひとり親家庭等医療費受給資格変更届（様式第5号）により行わなければならない。

（受給資格者証の返還）

第5条 条例第5条に規定する受給資格を失ったときは、ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届（様式第6号）に受給資格者証を添えて届け出なければならない。

（再交付）

第6条 受給資格者は、受給資格者証を破損し、又は亡失したときは市長に対し、ひとり親家庭等医療費受給資格者証再交付申請書（様式第7号）により再交付の申請を行わなければならない。

（支給の申請方法）

第7条 条例第8条の規定に基づくひとり親家庭等医療費助成申請（請求）は、毎月ひとり親家庭等医療費助成申請書（様式第8号）を保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）に提出し、診療（調剤）報酬欄の記載を受けたうえ受給資格者証を添えて、市長に対し行うものとする。ただし、当該保険医療機関等の領収書の発行を受けた場合は、これをもってかえることができる。

（支給の決定等）

第8条 市長は、条例第9条の規定に基づく支給の適否について審査を行い、適当と認めたものについては、ひとり親家庭等医療費支給台帳（様式第9号）に記載し、ひとり親家庭等医療費助成金支給決定通知書（様式第10号）により、申請者に通知するものとする。また、不相当と認めたものについては、ひとり親家庭等医療費助成金却下通知書（様式第11号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第9条 条例第10条の規定による助成金の返還通知は、ひとり親家庭等医療費助成金返還通知書（様式第12号）により行うものとする。

（支払の調整）

第10条 助成金を支給すべきでないにもかかわらず、助成金として支払が行われたときは、その支払われた助成金は、その後に支払うべき助成金の内払とみなすことができる。

2 前項の規定により内払とした場合は、ひとり親家庭医療費助成金支払調整通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（雑則）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年3月23日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の加治木町ひとり親家庭医療費助成条例施行規則（平成7年加治木町規則第10号）、始良町ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則（平成7年始良町規則第13号）又は蒲生町ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則（平成7年蒲生町規則第18号）（以下これらを「合併前の規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 合併前の規則の規定により交付された受給資格者証は、当該受給資格者証の有効期間の満了する日までの間は、この規則の規定により交付された受給資格者証とみなす。

附 則（平成24年4月1日規則第24号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月9日規則第45号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

(第4条の規定による始良市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則の改正に伴う経過措置)

3 この規則の施行の際、現に改正前の始良市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則の規定により作成された様式については、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成28年12月28日規則第43号抄)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年8月27日規則第53号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。(後略)

(経過措置)

2 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の始良市子ども医療費助成に関する条例施行規則、第2条の規定による改正前の始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則及び第3条の規定による改正前の始良市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則の規定により作成された様式については、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和4年6月23日規則第51号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の始良市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則の規定によりなされた助成金の支払調整は、この規則による改正後の始良市子ども医療費助成に関する条例施行規則第10条の規定によりなされたものとみなす。

3 この規則の施行の際、現に改正前の始良市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則の規定により作成された様式については、当分の間、所要の改正を加え、なお使用することができる。